

平成25年度東京都税制調査会

第1回 小委員会

〔地方消費税・消費税等に関する資料〕

平成25年6月7日

地方消費税・消費税等に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
消費課税の概要	1	1
消費税の概要	2	2
地方消費税の概要	3	4
地方消費税の賦課徴収の仕組み	4	5
消費税・地方消費税等に係る税収の推移	5	6
社会保障・税一体改革関連法における消費税・地方消費税の改正内容等	6	7
引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分	7	8
消費税及び地方消費税の用途	8	9
主要国の付加価値税率の国際比較	9	10
主要国の付加価値税の概要	10	11
諸外国における付加価値税の標準税率の推移	11	12
国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	12	13
消費税の多段階課税の仕組み	13	14
収入階級別の実収入に対する税負担（平成22年分）	14	15
諸外国の付加価値税率（標準税率）及びVAT収入比率	15	16
地方財政審議会における複数税率に関する意見（抜粋）	16	17
軽減税率に対する与党の考え	17	18
諸外国における「給付付き税額控除」等	18	19
消費税の中小事業者に対する特例措置の推移	19	20
事業者免税点制度の概要	20	21
簡易課税制度の概要	21	22
主要国の付加価値税における免税点制度の概要	22	23
主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要	23	24
消費税の転嫁のあり方	24	25
個別間接税のあり方	25	26
消費税法基本通達第10章課税標準及び税率	26	27
欧州主要国における付加価値税と他の租税との関係	27	28

消費課税の概要

資料 1

(単位:億円)

国税				地方税			
税目等	課税対象	平成25年度 収入見込額	構成比	税目等	課税対象	平成25年度 収入見込額	構成比
消費税	資産の譲渡等	106,490	22.7	地方消費税	譲渡割…事業者の行った 課税資産の譲渡等 貨物割…課税貨物	26,650	7.8
酒税	酒類	13,470	2.9	道府県たばこ税	売渡し等に係る製造たばこ	1,710	0.5
たばこ税	製造たばこ	9,910	2.1	ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	486	0.1
たばこ特別税	製造たばこ	1,533	0.3	自動車取得税	自動車の取得	1,900	0.6
揮発油税	揮発油	25,660	5.5	軽油引取税	軽油の引取りで現実の納入を伴うもの	9,233	2.7
地方揮発油税	揮発油	2,745	0.6	自動車税	自動車	15,497	4.6
石油ガス税	自動車用石油ガス	220	0.0	鉱区税	鉱区	4	0.0
自動車重量税	乗用車 トラック バス等	6,509	1.4	狩猟税	狩猟者の登録	16	0.0
航空機燃料税	航空機燃料	643	0.1	道府県・消費課税計		55,496	16.3
石油石炭税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素、石炭	6,500	1.4	軽自動車税	軽自動車等	1,852	0.5
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,300	0.7	市町村たばこ税	売渡し等に係る製造たばこ	9,738	2.9
関税	輸入品	8,970	1.9	鉱産税	鉱物の掘採の事業	18	0.0
とん税	外国貿易船の開港への入港	100	0.0	入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	220	0.1
特別とん税	外国貿易船の開港への入港	125	0.0	市町村・消費課税計		11,828	3.5
個別間接税計		79,685	17.0	消費課税計		67,324	19.8
消費課税計		186,175	39.8	地方税収入計		340,175	100.0
国税収入計		468,190	100.0				

注 1 財務省ホームページ、総務省ホームページにより作成。

2 国税収入見込額は、平成25年度租税及び印紙収入予算額により作成。なお、予算額には、一般会計分の他、特別会計を含む。

3 地方税収入見込額は、地方財政計画(平成25年3月)により作成。

項目	制度の概要																
1. 課税対象	(1) 国内取引 : 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引 : 輸入貨物															
2. 納税義務者	(1) 国内取引 : 事業者	(2) 輸入取引 : 輸入者															
3. 課税標準	(1) 国内取引 : 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引 : 輸入の際の引取価格															
4. 税率	4% (地方消費税と合わせて5%) 【改正後】 26年4月以後 6.3% (地方消費税と合わせて8%) 27年10月以後 7.8% (地方消費税と合わせて10%)																
5. 納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 - 仕入税額																
6. 輸出免税	輸出取引等 (貨物の輸出、国際輸送・通信等)																
7. 非課税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等																
8. 中小企業に対する特例措置	<p>(1) 事業者免税点制度</p> <p>基準期間 (前々年又は前々事業年度) の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除</p> <p>(注1) 資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については免除しない</p> <p>(注2) 特定期間 (前年又は前事業年度上半期) の課税売上高 (給与支払額) が1,000万円超の事業者については免除しない (法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用)</p> <p>【改正後】 課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人については免除しない (26年4月以後に設立される法人に適用)</p> <p>(2) 簡易課税制度</p> <p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。</p> <p>(みなし仕入率)</p> <table> <tr> <td>第1種事業 (卸売業)</td> <td>----</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業 (小売業)</td> <td>----</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業 (製造業等)</td> <td>----</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業 (その他の事業)</td> <td>----</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業 (サービス業等)</td> <td>----</td> <td>50%</td> </tr> </table>		第1種事業 (卸売業)	----	90%	第2種事業 (小売業)	----	80%	第3種事業 (製造業等)	----	70%	第4種事業 (その他の事業)	----	60%	第5種事業 (サービス業等)	----	50%
第1種事業 (卸売業)	----	90%															
第2種事業 (小売業)	----	80%															
第3種事業 (製造業等)	----	70%															
第4種事業 (その他の事業)	----	60%															
第5種事業 (サービス業等)	----	50%															

項目	内容												
9. 申告・納付	<p>(1) 国内取引</p> <p>①確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付</p> <p>②中間申告</p> <table border="1" data-bbox="456 497 1469 716"> <thead> <tr> <th colspan="2">直前の課税期間の年税額</th> <th>中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超</td> <td>400万円以下</td> <td>年1回（前課税期間の年税額の1/2）</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td>4,800万円以下</td> <td>年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）</td> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td></td> <td>年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正後】直前の課税期間の年税額48万円以下の事業者は任意の中間申告（年1回）が可能（26年4月以後に開始する課税期間から適用）</p> <p>(2) 輸入取引 輸入取引：保税地域からの引取りの際に申告・納付</p>	直前の課税期間の年税額		中間申告・納付回数	48万円超	400万円以下	年1回（前課税期間の年税額の1/2）	400万円超	4,800万円以下	年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）	4,800万円超		年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）
直前の課税期間の年税額		中間申告・納付回数											
48万円超	400万円以下	年1回（前課税期間の年税額の1/2）											
400万円超	4,800万円以下	年3回（前課税期間の年税額の1/4ずつ）											
4,800万円超		年11回（前課税期間の年税額の1/12ずつ）											
10. 価格表示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示（総額表示）												

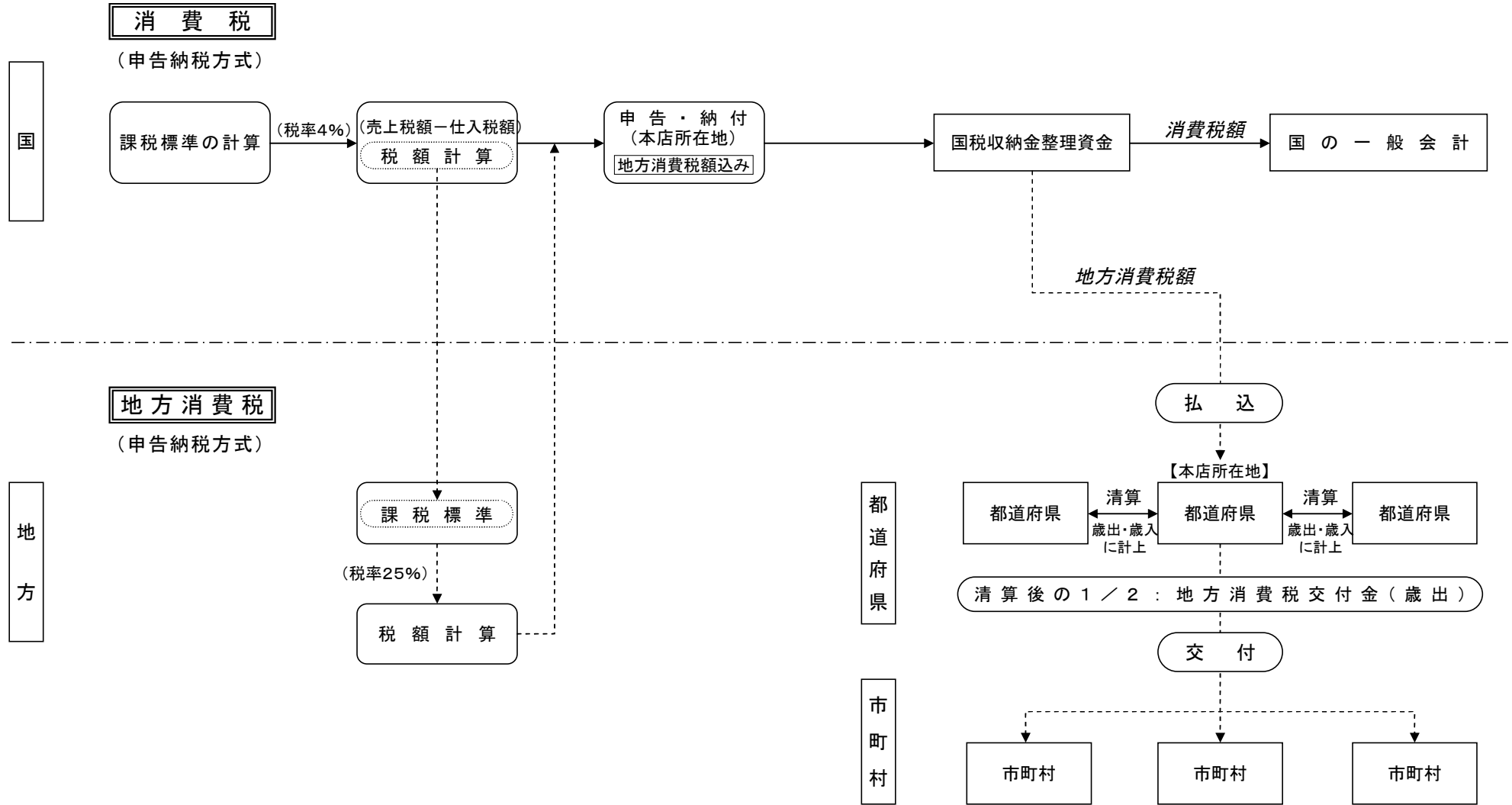
注 財務省ホームページにより作成。

項目	内容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税率	100分の25（消費税率換算 1%） 【改正後】 26年4月以後 63分の17（消費税率換算 1.7%） 27年10月以後 78分の22（消費税率換算 2.2%）								
6. 税 収	26,650億円（平成25年度収入見込額）								
7. 清 算	<p>国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合計額</td> <td>6/8</td> </tr> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>「従業者数（経済センサス基礎調査）」</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合計額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（経済センサス基礎調査）」	1/8
指標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合計額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	1/8								
8. 交 付 金	<p>税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>「従業者数（経済センサス基礎調査）」</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（経済センサス基礎調査）」	1/2		
指標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	1/2								
9. 沿 革	平成9年創設（平成6年改正）								

注 総務省ホームページにより作成。

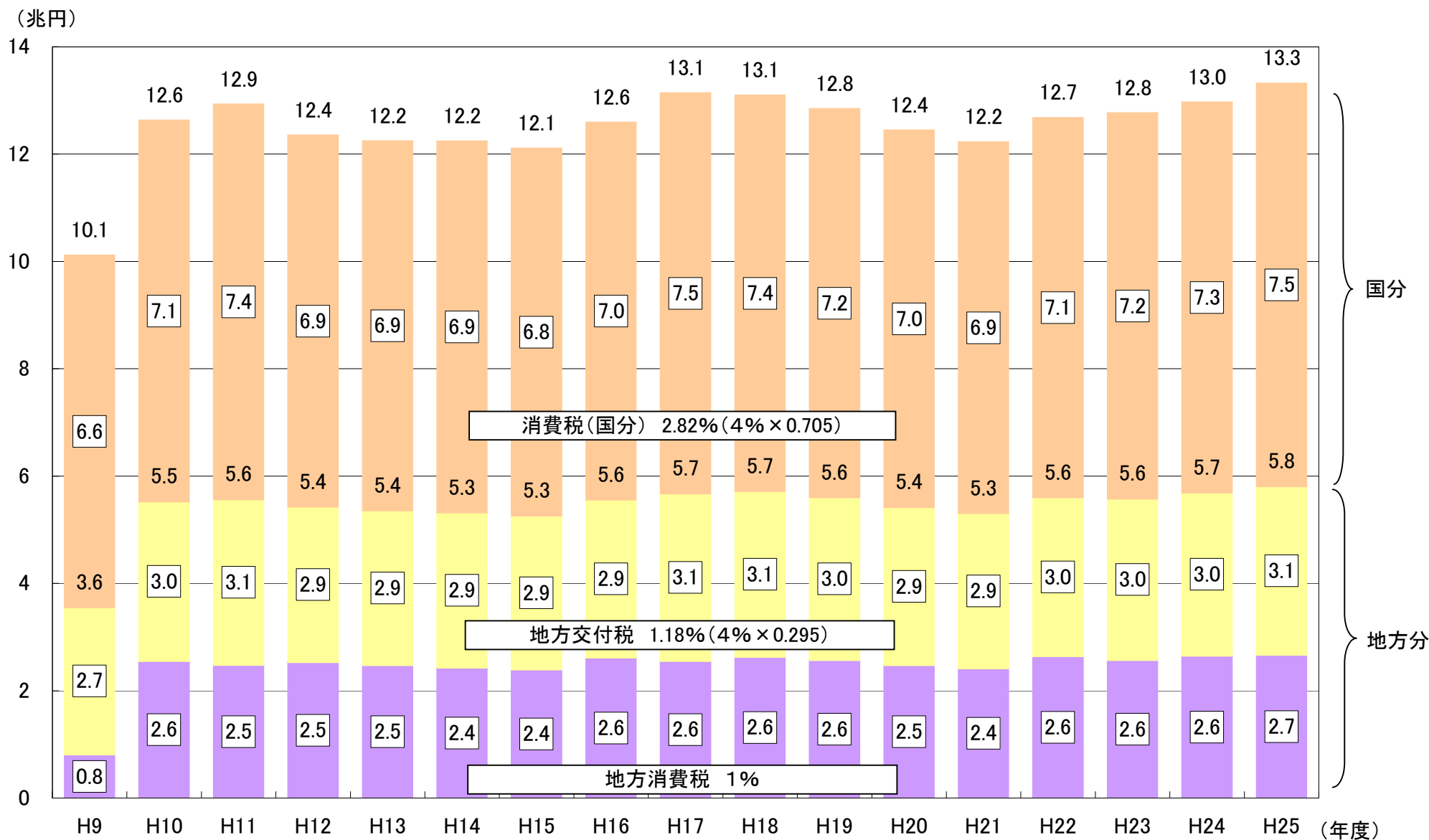
地方消費税の賦課徴収の仕組み

資料 4



消費税・地方消費税等に係る税収の推移

資料5



注1 消費税は平成23年度以前は決算額、平成24年度は補正後予算額、平成25年度は当初予算額である。

注2 地方消費税は、平成22年度以前は決算額、平成23年度以降は地方財政白書による。

注3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

	消費税	地方消費税														
<p>税収の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 		<p>《 引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む)の使途 》</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策に要する経費 														
<p>税率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税率の引き上げ 															
		現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～										
				～9月	10月～											
	消費税+地方消費税	5%	8%		10%											
	消費税	4%	6.3%		7.8%											
	うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)											
	地方消費税	1% 〔消費税額の100分の25〕	1.7% 〔消費税額の63分の17〕		2.2% 〔消費税額の78分の22〕											
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 税率引き上げにあたって (1) 経済状況の判断を行う (2) 引上げの停止を含め所要の措置を講ずる 		<ul style="list-style-type: none"> 地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現行税率分</td> <td>人口(国勢調査)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>従業者数(経済センサス基礎調査)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>引上げ税率分</td> <td colspan="2">全額人口により按分</td> </tr> </tbody> </table>				指標	ウェイト	現行税率分	人口(国勢調査)	1/2	従業者数(経済センサス基礎調査)	1/2	引上げ税率分	全額人口により按分	
	指標	ウェイト														
現行税率分	人口(国勢調査)	1/2														
	従業者数(経済センサス基礎調査)	1/2														
引上げ税率分	全額人口により按分															

注 「国と地方の協議の場」(内閣官房)総務省提出資料等により作成。

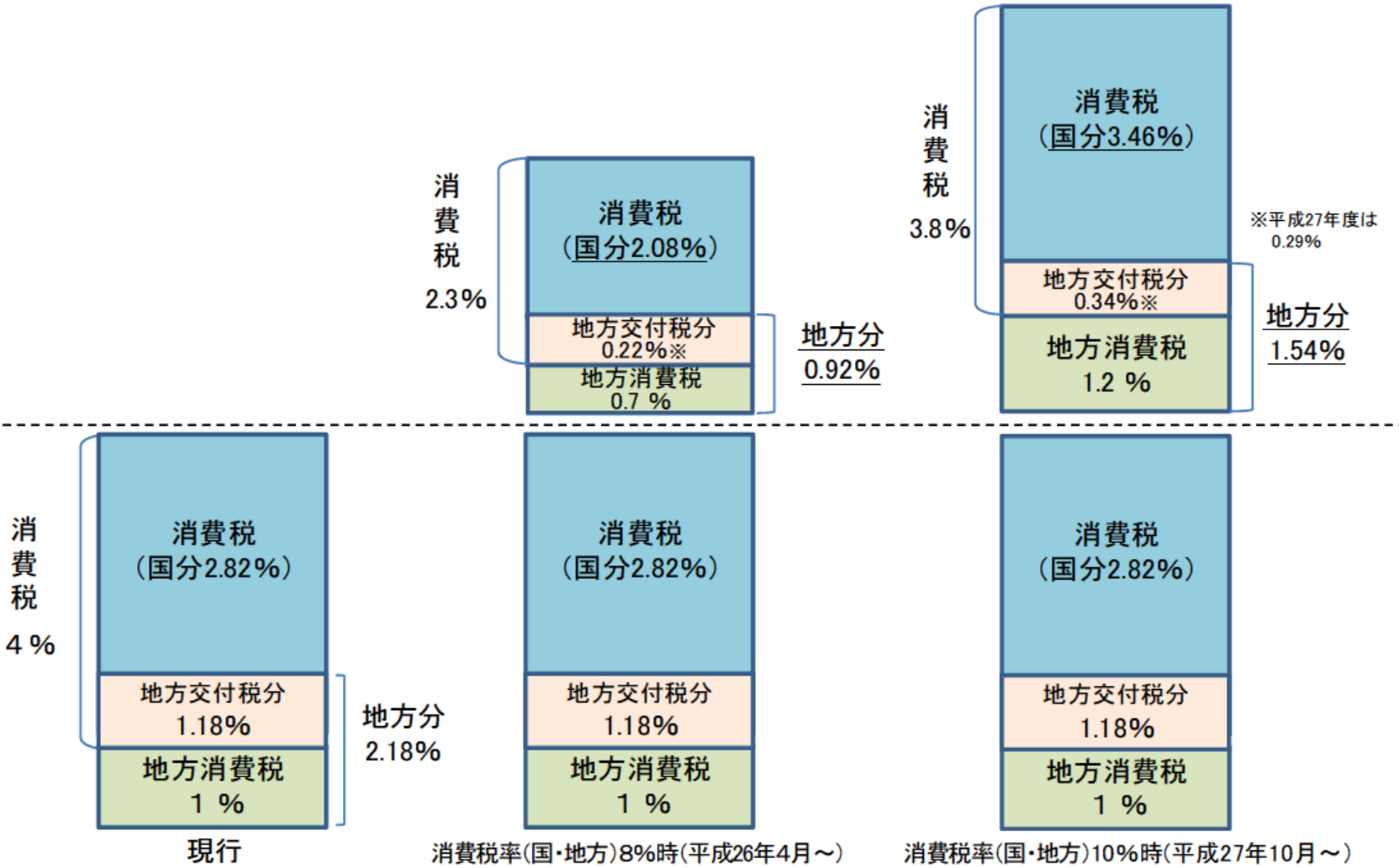
引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

○消費税	6.3%	}	(地方分3.10%)
└国分	4.90%		
└交付税分	1.40%		
○地方消費税	1.7%		

○消費税	7.8%	}	(地方分3.72%)
└国分	6.28%		
└交付税分	1.52%		
○地方消費税	2.2%		

現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



「第4回地方税財政特別委員会」(全国知事会)参考資料より

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

第二条 消費税法の一部を次のように改正する。

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

（附則）第十八条

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

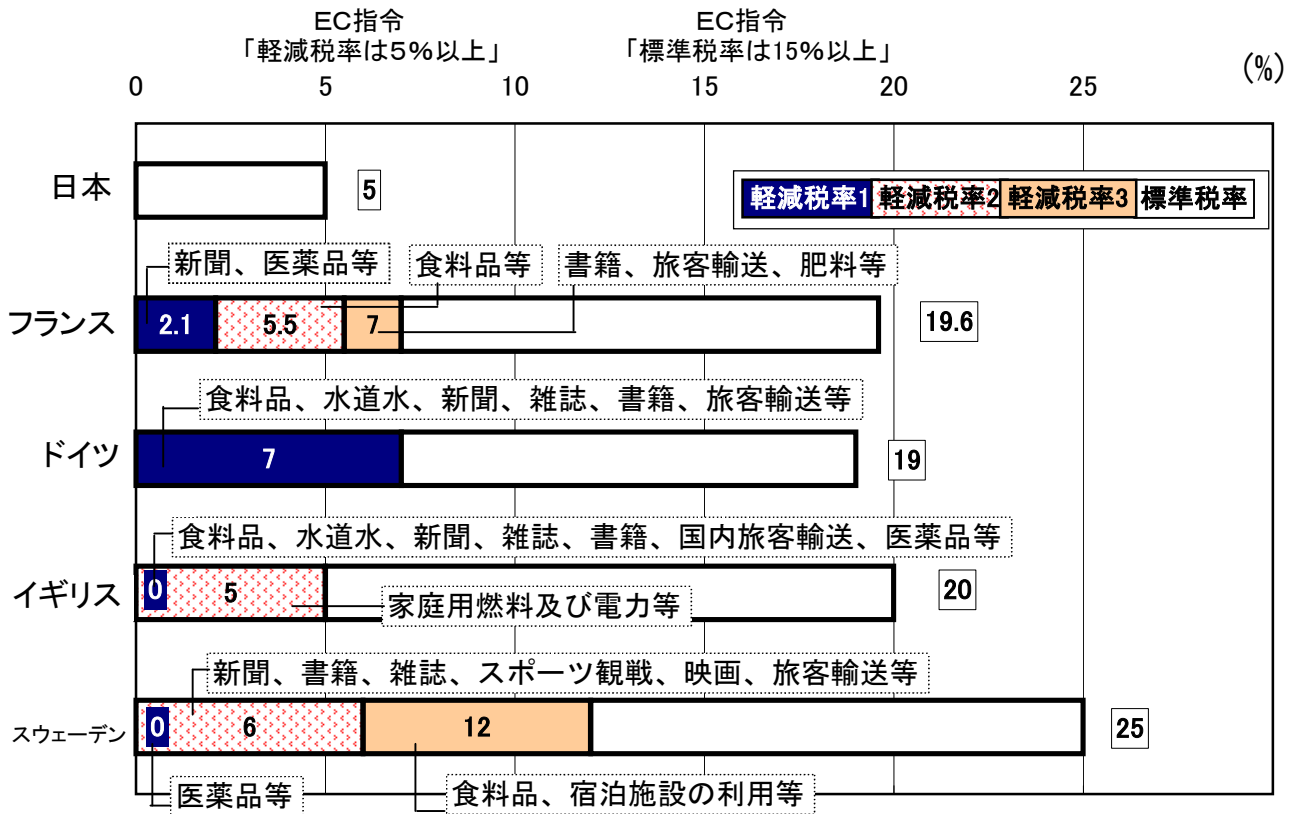
（附則）第十九条

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

- 注1 社会保障・税一体改革における改正により、消費税収（国税）を法律上全額社会保障4経費（基礎年金、老人医療、介護、少子化対策）に充てることが明確化され、社会保障目的税化された。
- 2 民主、自民、公明による三党協議（平成24年6月15日）を受け、「事前防災」分野等へ資金を重点的に配分する旨の規定が追加された。その後この修正案は8月に可決・成立された。
- 3 条文中の下線は、主税局税制部税制調査課で付した。

主要国の付加価値税率の国際比較

資料 9



- 注1 財務省ホームページ「主要国の付加価値税の概要」より作成。
 2 税率は2012年1月現在のものである。
 3 日本の消費税(地方消費税含む)の税率は、2014年4月から8%へ、2015年10月から10%への引上げが予定されている。
 4 フランスの付加価値税の税率は、2014年1月から20%への引上げが予定されている。

主要国の付加価値税の概要

(2012年1月現在)

資料10

区分	日本	E C 指令					
			フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税率	標準税率	5% (地方消費税を含む)	15%以上	19.6%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上 (2段階まで設定可能)	書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 7% 食料品等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年 (個人事業者：暦年 法人：事業年度) ただし、選択により3 か月又は1か月とす ることができる。	1か月、2か月、3か月 又は加盟国が任意に より定める1年以内の 期間	1か月 (注2)	1年 (原則として1か月ご とに予定申告納付 を行う)	3か月 (注2) ただし、選択又は課 税庁の命令により課 税期間を1か月とす ることができる。	1か月 (注2)	

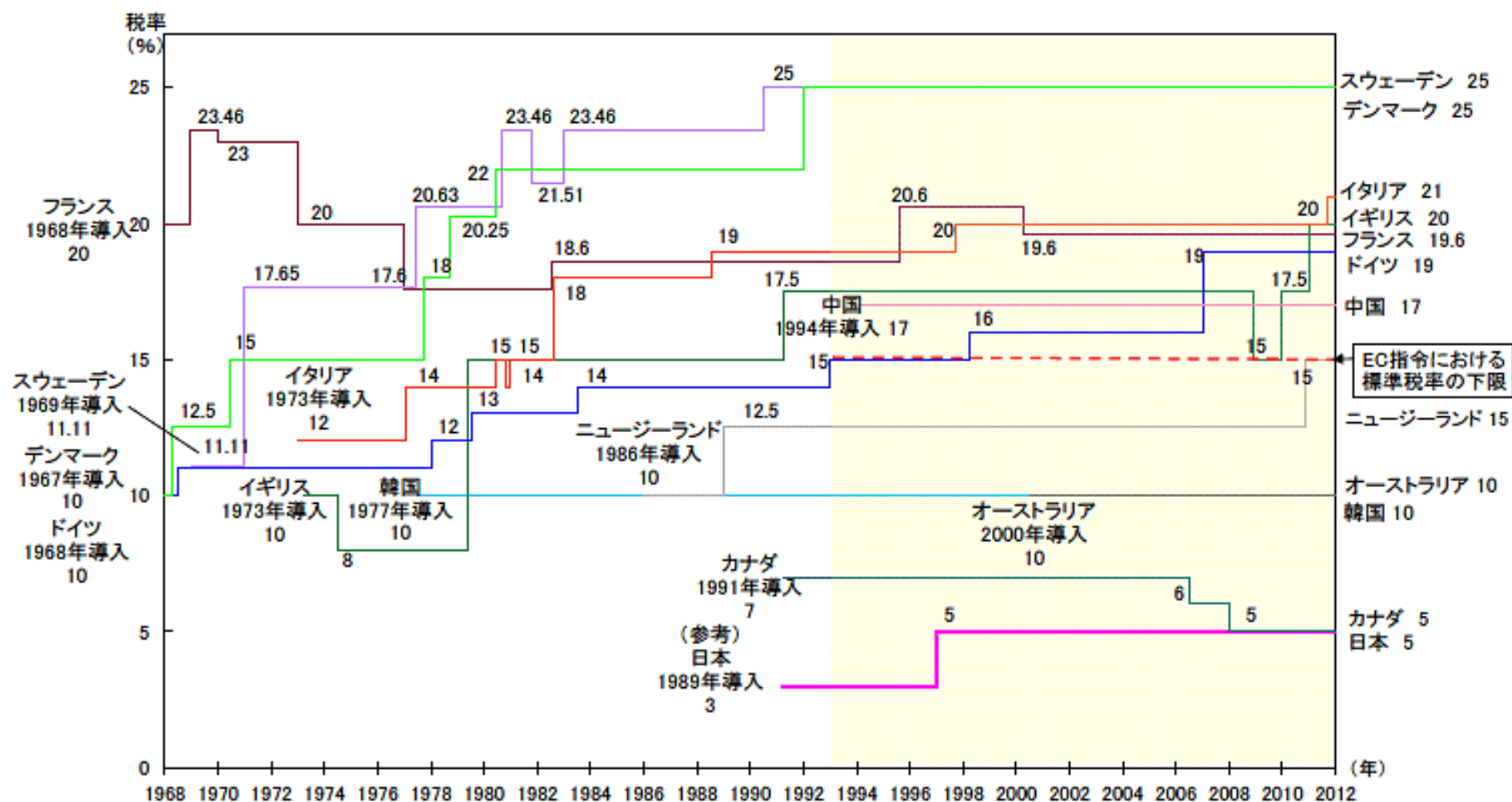
注1 財務省ホームページ「消費税など(消費課税)に関する資料」により作成。

2 課税売上高等が一定額以下の場合、上記以外の課税期間を選択することができる。

諸外国における付加価値税の標準税率の推移

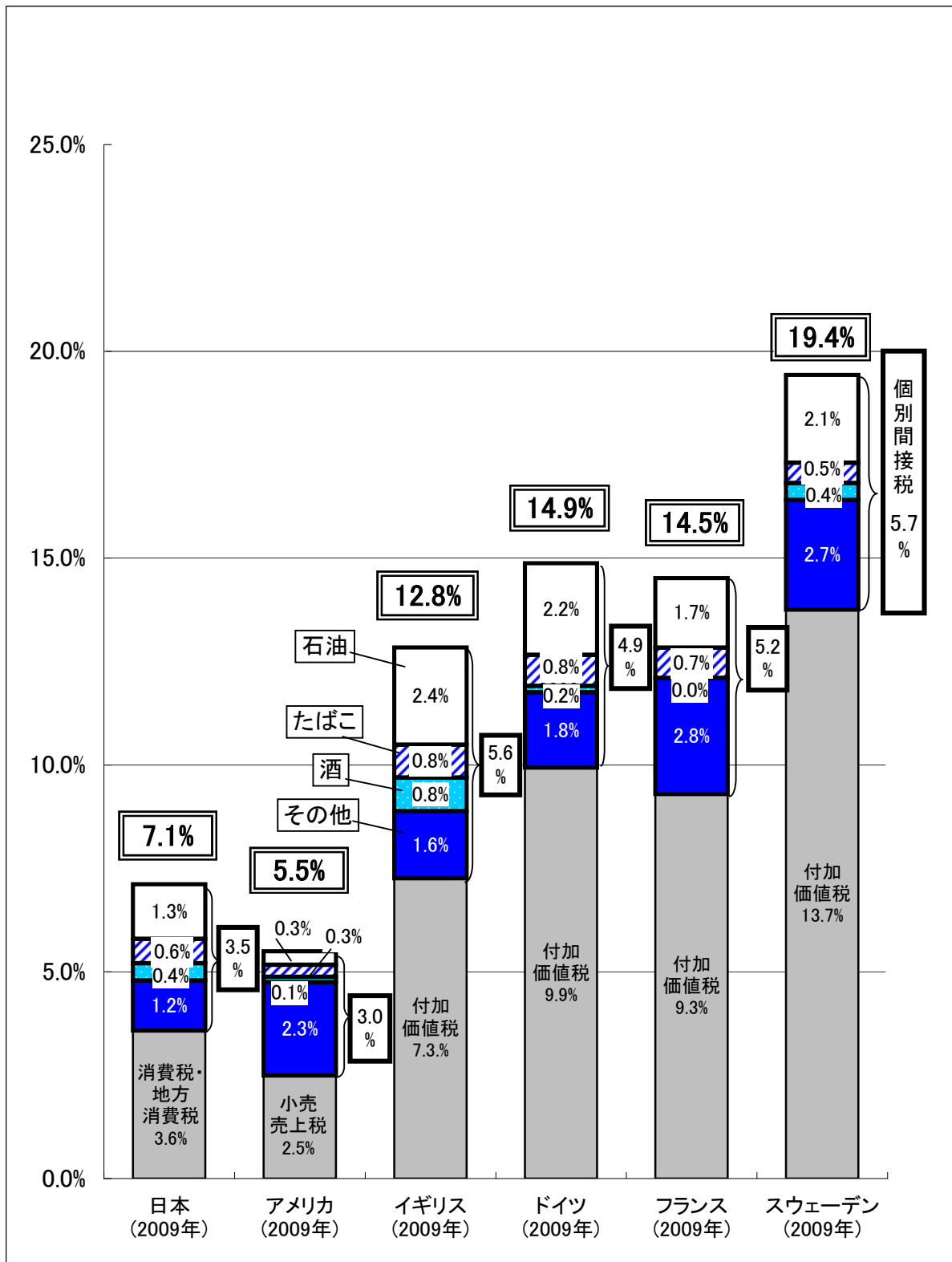
(2012年1月現在)

資料11



(注) EUIにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。

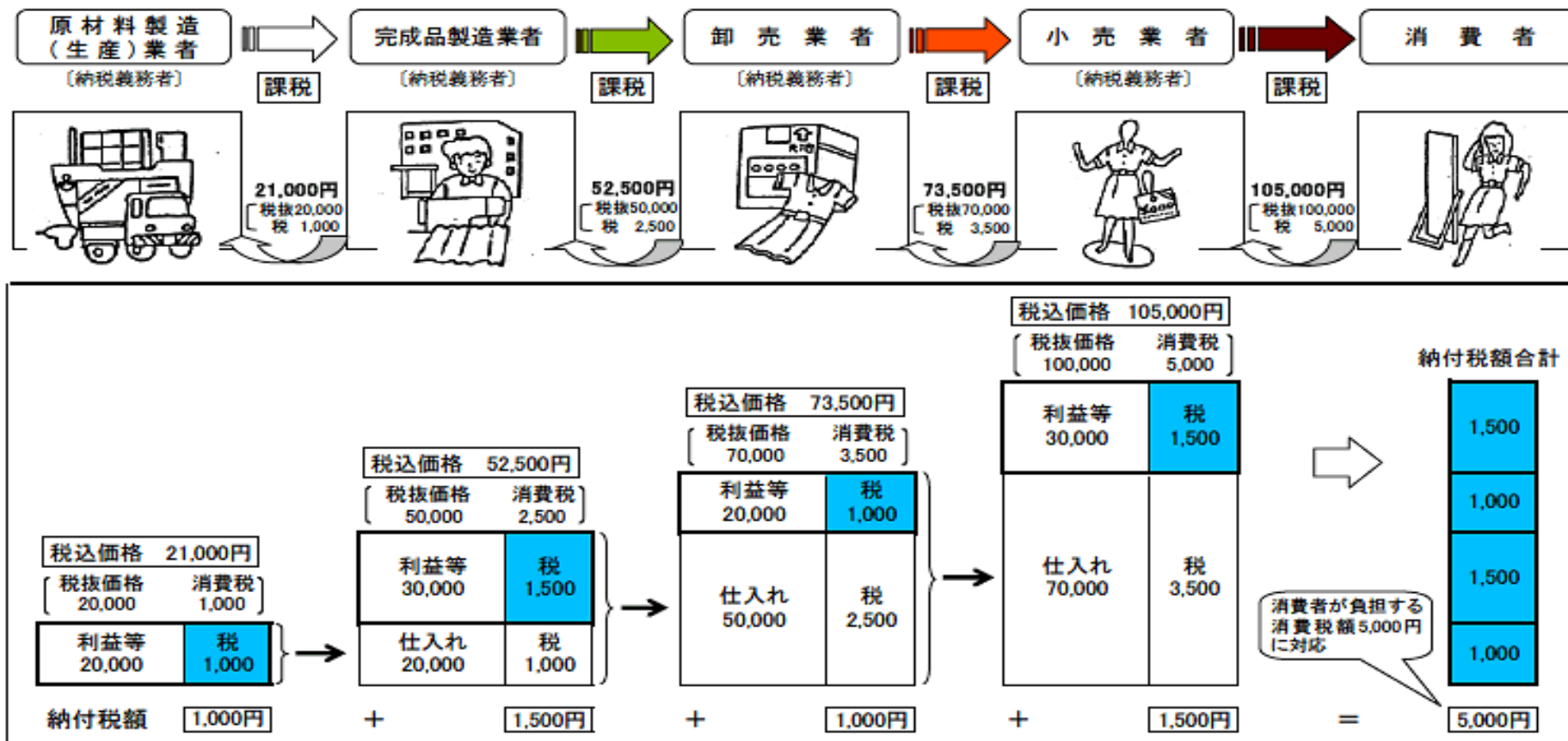
注 財務省ホームページより抜粋。



注1 "Revenue Statistics 1965-2011" (OECD)、「財政金融統計月報」(財務省)により作成。
 2 国民所得は、要素費用表示の国民所得 (NI) である。
 3 スウェーデンの「Tax on beer and soft drinks」は「その他」に含めた。
 4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

消費税の多段階課税の仕組み

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



注1 財務省ホームページにより作成。

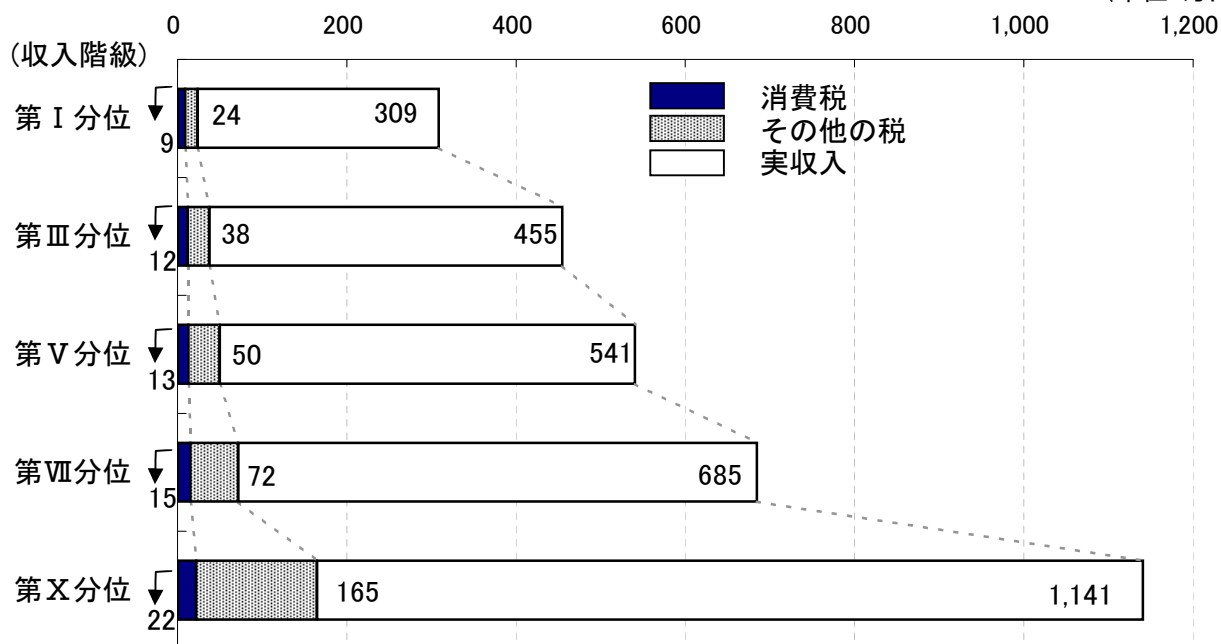
2 「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

収入階級別の実収入に対する税負担（平成22年分）

資料14

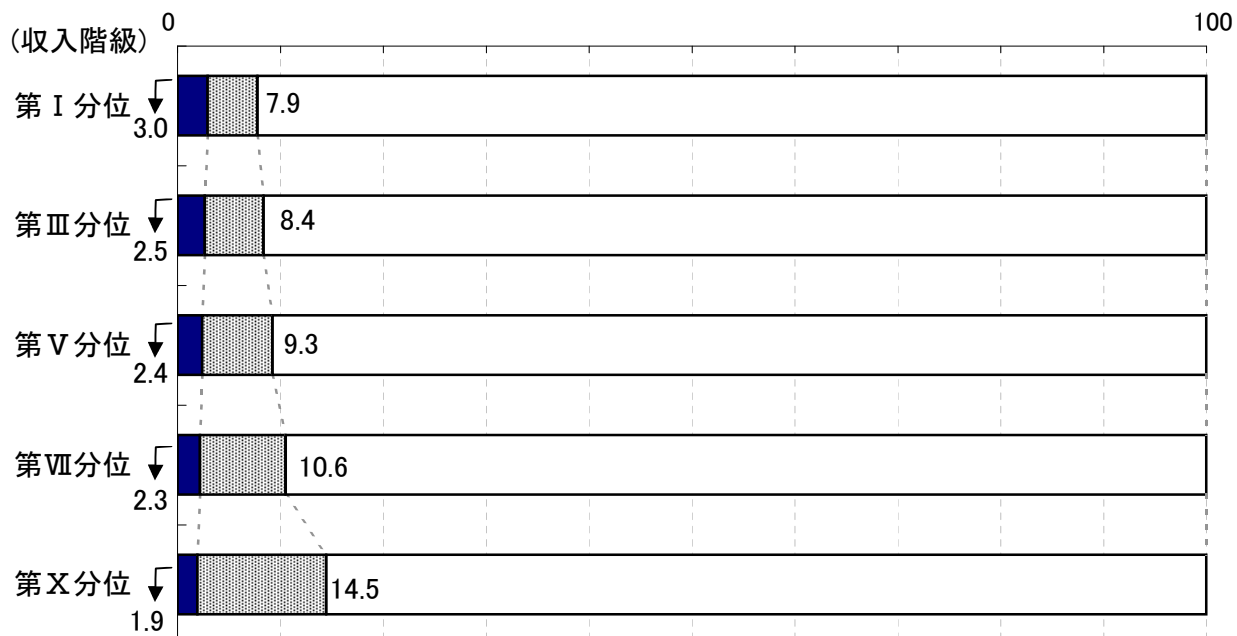
○ 収入階級別の実収入に対する税負担額（1年当たり）

（単位：万円）



○ 収入階級別の実収入に占める税負担割合

（単位：%）



注 財務省ホームページ「収入階級別の実収入に対する税負担(平成22年分)」により作成。

諸外国の付加価値税率（標準税率）及びVAT収入比率

資料15

	国	標準税率 (2012年)	VAT収入比率		
			2000年	2005年	2009年
EU 諸 国	デンマーク	25.0	0.60	0.62	0.59
	フィンランド	23.0	0.60	0.60	0.55
	フランス	19.6	0.50	0.51	0.46
	ドイツ	19.0	0.61	0.55	0.56
	イタリア	21.0	0.45	0.41	0.37
	オランダ	19.0	0.60	0.61	0.55
	スウェーデン	25.0	0.52	0.55	0.57
	英国	20.0	0.48	0.48	0.47
中北 米米	メキシコ	16.0	0.29	0.31	0.31
	カナダ	5.0	0.51	0.52	0.49
オセ ア ジ ア ア	オーストラリア	10.0	—	0.56	0.52
	ニュージーランド	15.0	0.98	1.02	0.99
	韓国	10.0	0.61	0.66	0.67
	日本	5.0	0.68	0.71	0.67
OECD諸国の平均		—	0.58	0.59	0.55

VAT収入比率（付加価値税収比率）

標準税率で本来徴収可能な税額に対して、実際の付加価値税収となった額がどの程度の割合かを見るための指標。以下の数式を用いて算出する。

$$\text{VAT収入比率} = (\text{VAT税収}) \div \{ (\text{消費総額} - \text{VAT税収}) \times \text{VAT標準税率} \}$$

(参考)

$$\text{C効率性} = \{ (\text{VAT税収} \div \text{消費総額}) \times 100 \div (\text{VAT標準税率}\%) \} \times 100$$

注1 “Consumption Tax Trends 2012” (OECD)、「国際比較から見た消費税」(自治総研通巻397号2011年11月号)等により作成

2 C効率性は、“Consumption Tax Trends 2006” で用いられていたが、消費総額からVAT税収を控除していないため、“Consumption Tax Trends 2008” からは、より正確に課税ベースを算定できるVAT収入比率が用いられている。

3 カナダの標準税率は、連邦税のみの税率である。

4 オーストラリアの2000年のVAT収入比率は、出典元にデータの記載がないため不明。

5 ニュージーランドは、免税などの例外規定が少ないとともに、経済統計上はGSTの課税対象である住宅取得については消費に含まれないことから、数値にゆがみをもたらしているとの指摘もある(「国際比較から見た消費税」)。

6 日本の消費税率5.0%のうち、1%は地方消費税である。

地方財政審議会における複数税率に関する意見（抜粋）

「今後目指すべき地方税制の方向と平成 25 年度の地方税制改正等への対応についての意見」（平成 24 年 10 月 22 日 地方財政審議会）より抜粋

第一 今後目指すべき地方税制の方向

2 社会保障・税一体改革の着実な推進

・・・（略）・・・

特に、消費税率の段階的な引上げに際しての個別間接税のあり方の検討に際しては、それぞれの個別間接税の課税目的や果たしている役割に十分留意することが必要である。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定の分野のみ税負担を軽減することについては、慎重な検討が求められる。

なお、消費税率の段階的な引上げに伴う低所得者対策について、総合的に検討することとされているが、複数税率の導入には、財源の問題、対象範囲の限定の問題、インボイス導入に伴う様々な問題等の大きな課題があることに留意すべきである。

注 下線は主税局税制部税制調査課が付した。

軽減税率に対する与党の考え

平成 25 年度与党税制改正大綱 平成 25 年 1 月 24 日（抜粋）

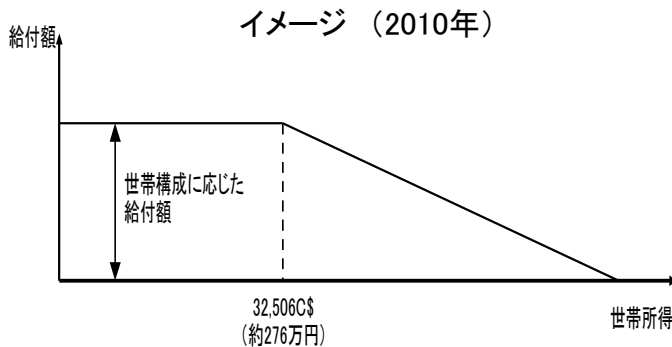
③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・ 対象、品目
 - ・ 軽減する消費税率
 - ・ 財源の確保
 - ・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - ・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

類型1 消費課税の逆進性緩和

GSTクレジット (Goods and Services Tax Credit) (カナダ)



<意義>

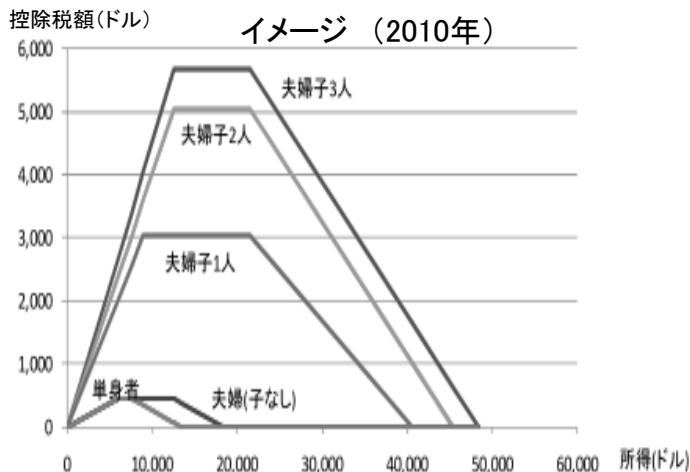
- ・低中所得世帯の付加価値税負担の軽減を目的とした直接給付制度

<概要>

- ・給付額と実際の付加価値税負担額とは連動しない
- ・一世帯当たりの平均給付額・・・325 C \$
- ・給付額の支給総額は、付加価値税収の約12%

類型2 就労促進

勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) (アメリカ)



<意義>

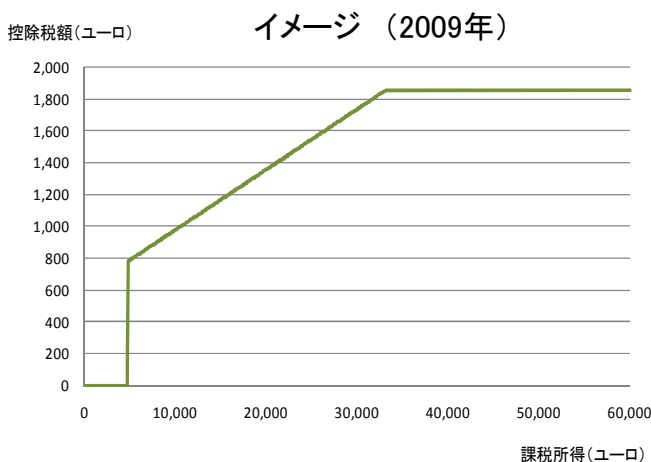
- ・福祉サービス受給者の就労を促す
- ・低中所得世帯の就労が拡大した場合の社会保障税の負担を軽減

<概要>

- ・控除額が所得税額を上回る場合、超過分を現金給付
- ・夫婦子2人の場合、最大5,036ドルを税額控除
- ・低中所得世帯の就労促進を目的とすることから、逡増・逡減段階を設定

類型3 子育て支援

所得依存複合税額控除 (Income Dependent Combination Credit) (オランダ)



<意義>

- ・児童を扶養する低所得者の負担の軽減
- ・女性の就労促進

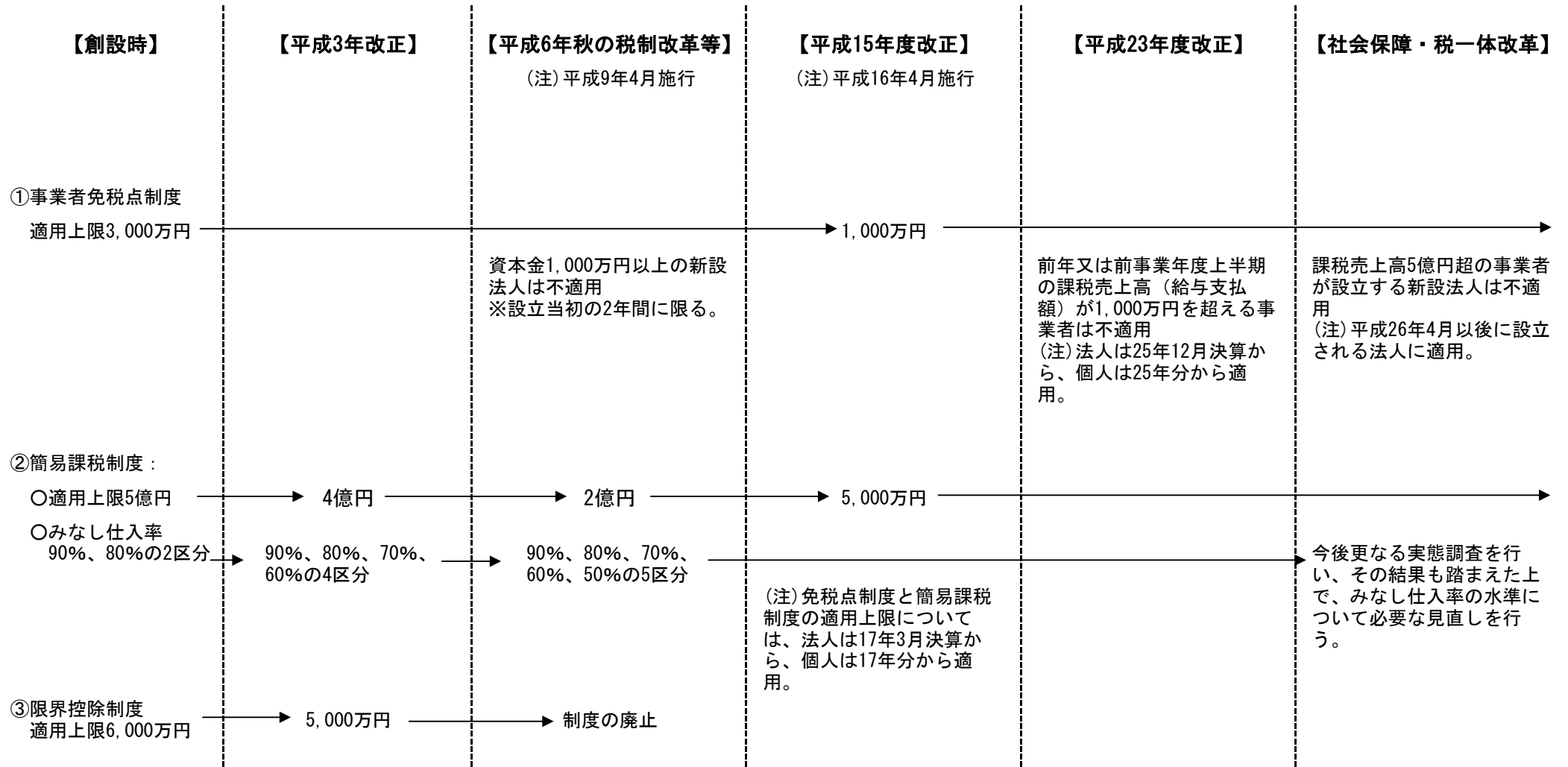
<概要>

- ・税額控除額が所得税額を上回った場合、社会保険料と相殺
- ・就労促進及び就労時間の延長を目的として、逡増段階を設定
- ・最大1,859ユーロを税額控除
- ・12歳以下の子どもを扶養し、勤労所得が4,706ユーロ超の片親もしくは夫婦のうち所得の低い配偶者

注1 東京都主税局委託調査報告「給付付き税額控除に関する調査」(三菱総合研究所)より作成。

2 1C \$ = 約85円、1ドル = 約88円、1ユーロ = 約116円。(三菱東京UFJ銀行、2010年平均為替レートより)

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移



注 財務省ホームページにより作成。

事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

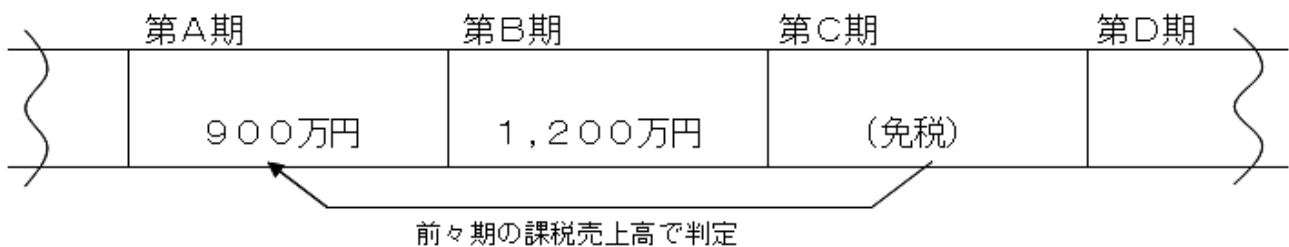
基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

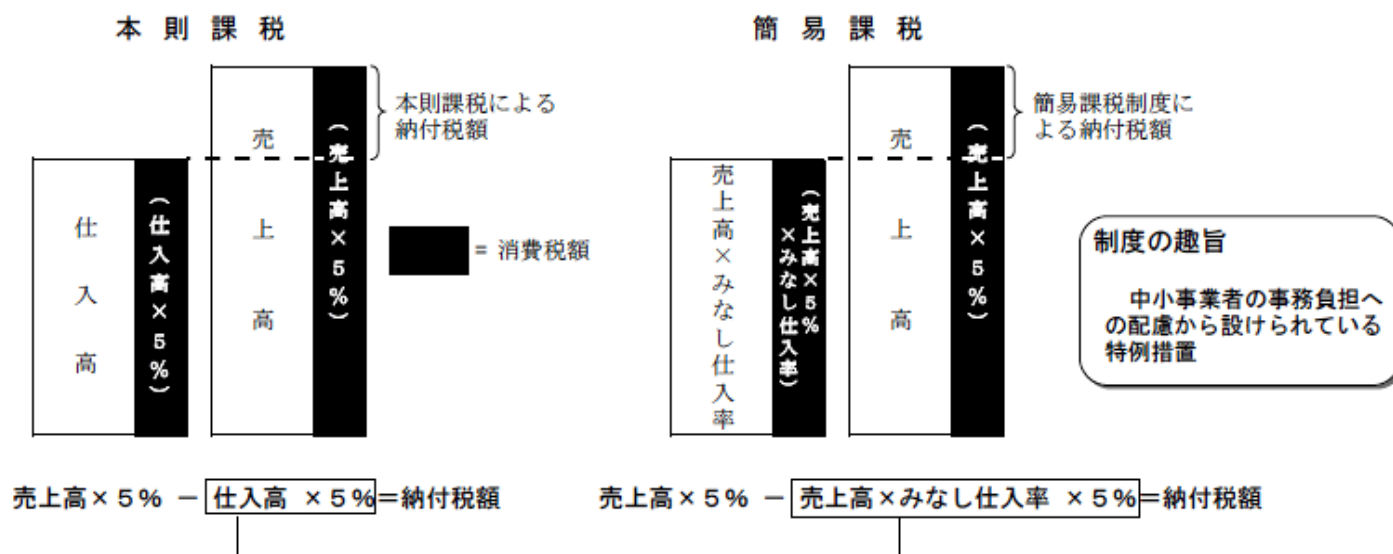
【 事 例 】



- 第C期 --- 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。



- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

注 財務省ホームページにより作成。

主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2012年1月現在)

日本	フランス (注3)	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>1,000万</p>	<p>当暦年の売上高</p> <p>950万円</p> <p>前暦年の売上高</p> <p>864万円</p>	<p>当暦年の売上見込額</p> <p>530万円</p> <p>前暦年の売上高</p> <p>186万円</p>	<p>当月の直前1年間の課税売上高</p> <p>898万円</p> <p>当月以後1年間の課税売上見込額</p> <p>873万円</p>
<p>○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。（注2）</p> <p>○ 基準期間の売上高等により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。</p>	<p>○ 物品販売・宿泊施設業においては年間売上高が前暦年864万円以下かつ、当暦年950万円以下である者は免税事業者。その他の業種においては前暦年346万円以下かつ、当暦年367万円以下である者は免税事業者。</p> <p>○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。</p>	<p>○ 前暦年の年間売上高が186万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が530万円以下と見込まれる者は免税事業者。</p> <p>○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。</p>	<p>○ 当月の直前1年間の課税売上高が898万円以下、または、当月以後の1年間に於いて873万円以下と見込まれる者は免税事業者。</p> <p>○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が898万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。</p>

注1 財務省ホームページにより作成。

2 資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。

前年又は前事業年度上半期における課税売上高（給与支払額）が1,000万円超の者についても不適用（法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用）。

上記に加え、課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人については不適用（26年4月以後に設立される法人について適用）。

3 物品販売・宿泊施設業者においては、前々暦年の年間売上高が864万円以下（その他の業種においては346万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は950万円（その他の業種においては367万円）に緩和される。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド=123円、1ユーロ=106円（裁定外国為替相場：平成23年(2011年)11月における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

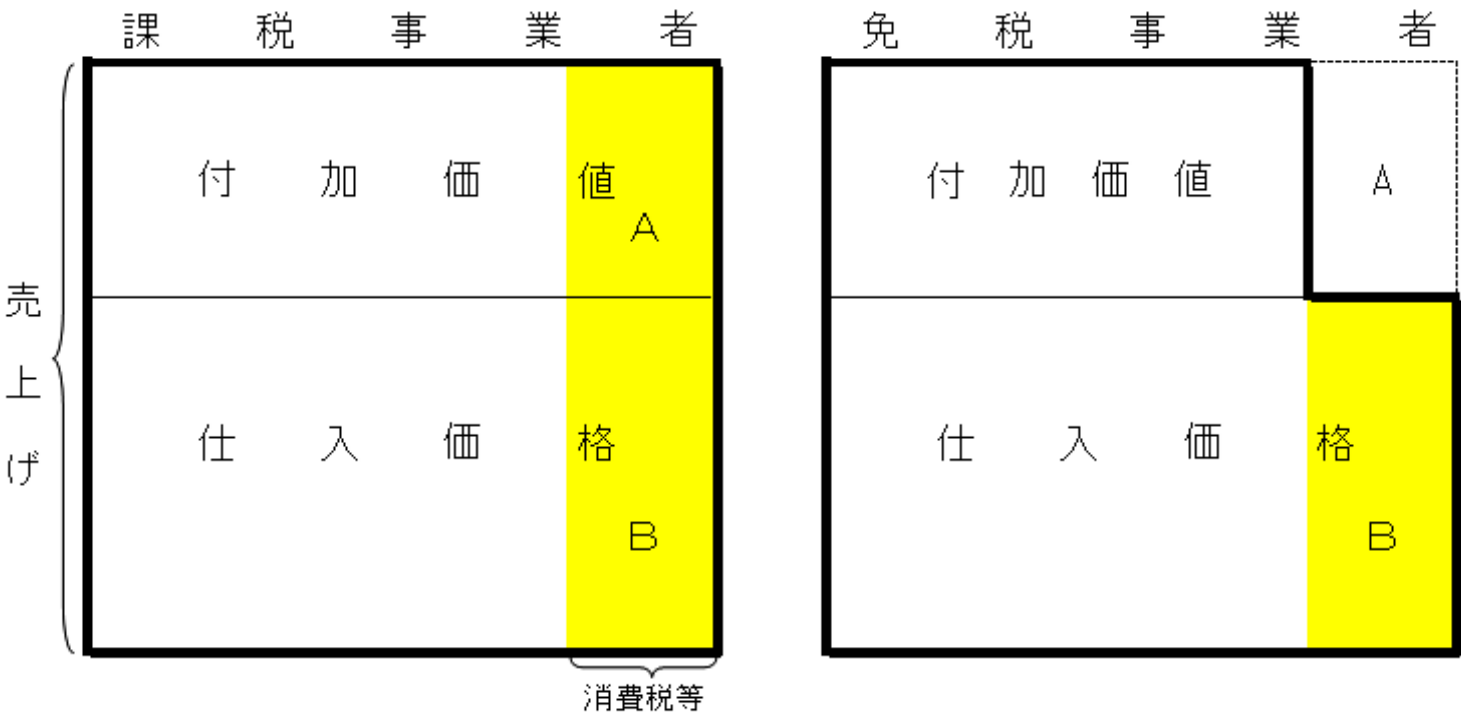
(2012年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間の課税売上高</p> <p>5,000万円</p>	なし	<p>前暦年</p> <p>650万円</p>	<p>一年間の課税売上見込額</p> <p>1,845万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、課税売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。 ○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業等）の5区分である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 前暦年の年間売上高が650万円以下の者は平均率による簡易課税（年間売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。 ○ 平均率は、1.6%（小売業（燃料））～12.5%（建物・窓清掃業）の40区分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が1,845万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。 ○ 平均率は、4%（小売業（食品等））～14.5%（法律サービス業等）の17区分である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=123円、1ユーロ=106円（裁定外国為替相場：平成23年(2011年)11月における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

注 財務省ホームページにより作成。

消費税の転嫁のあり方



○ 消費税が課税されると事業者はA + Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。
 (Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

○ 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているため、その分の値上げを行う必要がある。
 (免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)

注 財務省ホームページより抜粋。

個別間接税のあり方

消費税率の段階的な引上げに際しての個別間接税のあり方の検討に際しては、それぞれの個別間接税の課税目的や果たしている役割に十分留意することが必要である。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定の分野のみ税負担を軽減することについては、慎重な検討が求められる。（※4）

○ 主な個別間接税の趣旨

税目	趣旨
揮発油税	一般的な財政需要に応じる必要から、揮発油の消費に負担を求めるため昭和24年に創設（※1）
酒税	他の物品と異なる特殊なし好品としての性格に着目して、従来から、他の物品に比べ高い税負担を求めてきている（※1） 国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべき（※3）
たばこ税	他の物品と異なる特殊なし好品としての性格に着目して、従来から、他の物品に比べ高い税負担を求めてきている（※1） 国民の健康に対する負荷を踏まえた課税に改めるべき・・・国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある（※3）
軽油 引取税	地方道路整備の緊急性及び揮発油を燃料とするガソリン車と軽油を燃料とするディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための都道府県の目的税として創設（※1） 普通税となった後においても、・・・軽油の使用と、道路や交通事故対策、救急医療対策、地域環境対策といった特定の行政サービスからの応益関係自体には変化はなく、引き続き、当該応益関係に基づいて税の負担を求めることには合理性があると考えられた（※2）
ゴルフ場 利用税	ゴルフ場が都道府県や市町村における各種行政サービス（アクセス道路、上下水道、ごみ処理、環境衛生等）と密接な関係を有しているほか、その利用者の支出行為には十分な担税力が認められること等から課税されているものであり、今日においても合理性が認められる（※4） 山林原野の中で一定の行政サービスを享受しながらゴルフ場が運営されているという実情を踏まえて設けられた税（※4）
自動車 取得税	地方道路財源の充実強化を図り、都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、都道府県の目的税として創設（※1） 権利の取得、移転に担税力を認めて課される流通税であるとともに、自動車の取得が一種の資産形成としての性格を有することにも着目して課される税である。また、自動車の取得者が、自動車がもたらす交通事故、CO2排出、公害、騒音等の社会的費用に対応して地方自治体が提供する行政サービスから便益を受けることに着目して課される税である（※4） 都市部と比較して地方部ほど一人当たり税収が大きい自動車取得税は、偏在是正に重要な役割を担っている（※4） OECD環境統計において環境関連税制に分類されるなど、地球温暖化対策等に資する税（※4）
自動車 重量税	自動車の走行が多くの社会的費用をもたらしていること、道路その他の社会資本の充実の要請が強いことを考慮して、広く自動車の使用者に負担を求めるため、昭和46年に創設（※1） OECD環境統計において環境関連税制に分類されるなど、地球温暖化対策等に資する税（※4）

以下により作成。

※1 平成12年7月14日 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－答申」

※2 月刊「地方税」別冊 改正地方税制詳解 平成21年

※3 平成22年度税制改正大綱

※4 平成24年10月22日 地方財政審議会「今後目指すべき地方税制の方向と平成25年度の地方税制改正等への対応についての意見」

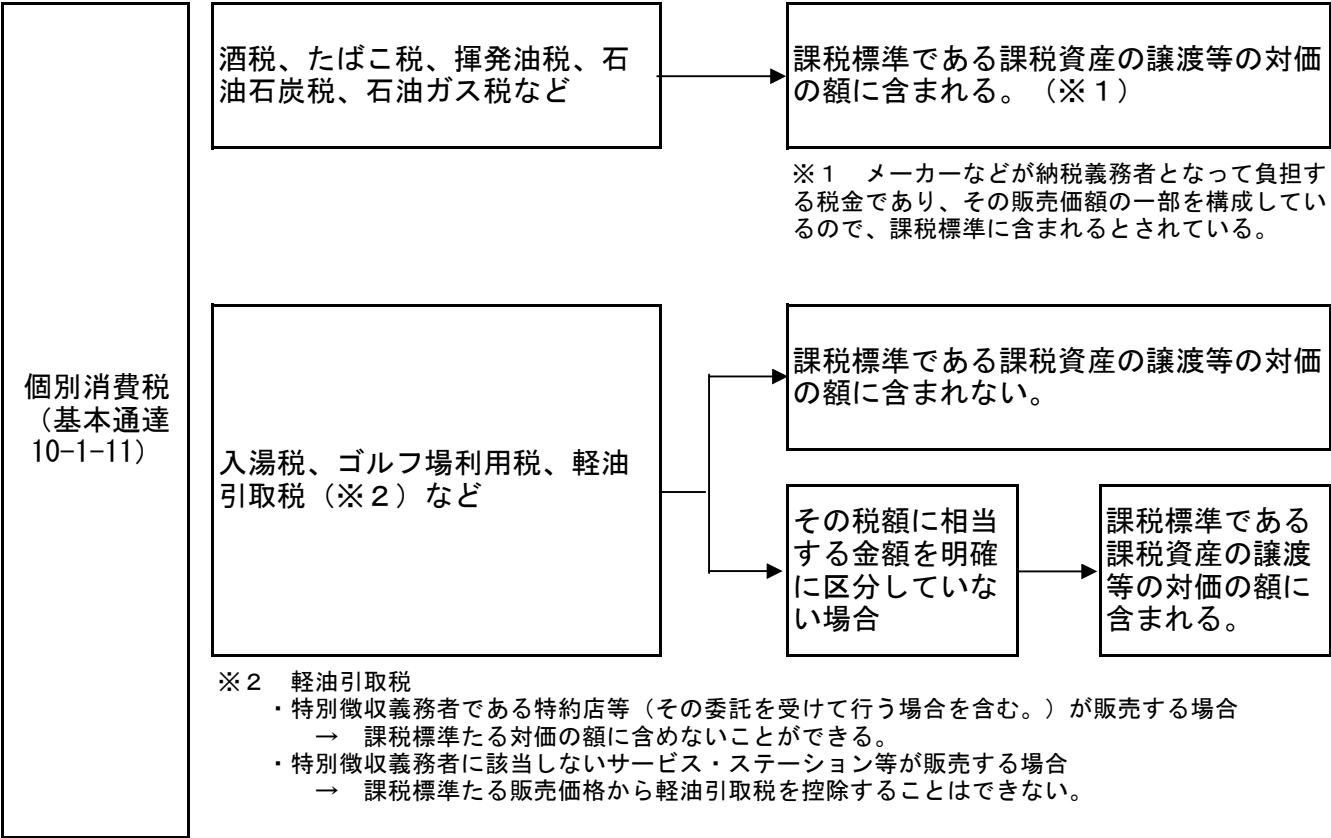
消費税法基本通達第10章課税標準及び税率

(個別消費税の取扱い)

10-1-11

法第28条第1項《課税標準》に規定する課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税等が含まれるが、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれないことに留意する。ただし、その税額に相当する金額について明確に区分されていない場合は、対価の額に含むものとする。

(平12課消2-10、平15課消1-37により改正)



注 国税庁ホームページ等により作成。

欧州主要国における付加価値税と他の租税との関係

(2011年1月現在)

EC指令 ^(注)	フランス	ドイツ	イギリス
<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる対価を構成する全てのものであって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(第73条)。</p> <p>課税標準には次のものが含まれる(第78条)。</p> <p>(a)付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金</p> <p>(b)供給者が購入者等に負担させる手数料、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費</p>	<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる対価を構成する全てのものであって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(租税一般法典 266 条 1 項 a)。</p> <p>課税標準には、次のものが含まれる(租税一般法典 267 条 I)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金 2. 供給者が購入者等に負担させる手数料、利子、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費 	<p>売上は対価によりこれを算定する。対価とは、供給を受ける者(購入者)が供給を得るために支出する一切のものをいう。ただし付加価値税額は除かれる(付加価値税法第10条1項)。</p> <p>事業者によって納税される税(個別消費税等)、公の手数料及び公課は、当該支出の金額が明らかに供給を受ける者に転嫁される場合でも、対価に算入される(付加価値税法準則149条6項)。</p>	<p>課税標準は、課税業者の供給に対する対価で、付加価値税額は除かれる(付加価値税法第19条)。</p> <p>課税標準には、支払われた又は支払われることとなる全ての税(付加価値税を除く)、農業課徴金が含まれる(付加価値税法附則6-3)。</p>

注1 社会保障・税一体改革における消費税の実務上の論点等に関する研究会「消費税の税率構造のあり方及び消費税率の段階的引上げに係る実務上の論点について」(内閣官房 第9回社会保障改革に関する集中検討会議(平成23年5月30日)参考資料)より。

2 EC指令は、2007年1月より、それまでのEC第6次指令が改編されたもの。(内容について実質的な変更はなく、条文の構成や文言等が修正された。)

(参考) 日本では、商品の価格に含まれる個別間接税の上に更に消費税がかかることが「タックス・オン・タックス」と呼ばれる。しかし、外国においては、付加価値税の前身である取引高税のように取引の各段階で同じ税が二重三重に課されてしまうことを「Tax on Tax」と呼んでおり、前段階でかかった税額を控除するという現在のEC型の付加価値税が採用されたことにより、このような問題は解消されたとされている。